

新鳥羽市小中学校統合計画(案)

令和 3年 月

鳥羽市教育委員会

目 次

1.	計画策定の趣旨.....	1
2.	小中学校の状況.....	2～3
	（1）児童生徒数の推移	
	（2）現在の児童生徒数	
3.	児童生徒数の将来推計.....	4～5
	（1）小学校児童数等	
	（2）中学校生徒数等	
4.	法令等による学校の適正規模.....	6～10
	（1）本市の現状	
	（2）小規模校の特性と統合によるメリット・デメリット	
	（3）これまでの学校統合	
5.	本市における適正規模・適正配置について.....	10
	（1）小学校の適正規模	
	（2）小学校の適正配置	
	（3）中学校の適正規模	
	（4）中学校の適正配置	
6.	学校統合再編の時期.....	11
7.	統合再編計画.....	11～13
	（1）小学校の統合再編	
	（2）中学校の統合再編	
8.	統合再編において検討すべき事項.....	13
	（1）通学路の安全確保	
	（2）通学距離・通学時間に配慮した通学手段の確保	
	（3）学校再編に向けての施設整備等	
	（4）新しい校名及び制服	
	（5）通学区の再編時期にあたる児童生徒等への配慮	
	（6）地域の理解、地域との連携	

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子化傾向にあるなか、本市の人口は 18,000 人を割り込み、児童生徒数が、あと 20 年で現在の 60%ほどになると推測されています。今後、人口減少、少子・高齢化が進行する中で、高度情報化の進展に伴う社会のグローバル化が進んでいくことが見込まれており、10 年後の鳥羽の教育の在り様を思い描き、子どもたちのために何をすべきかを考えていくことが極めて重要な時期になっています。

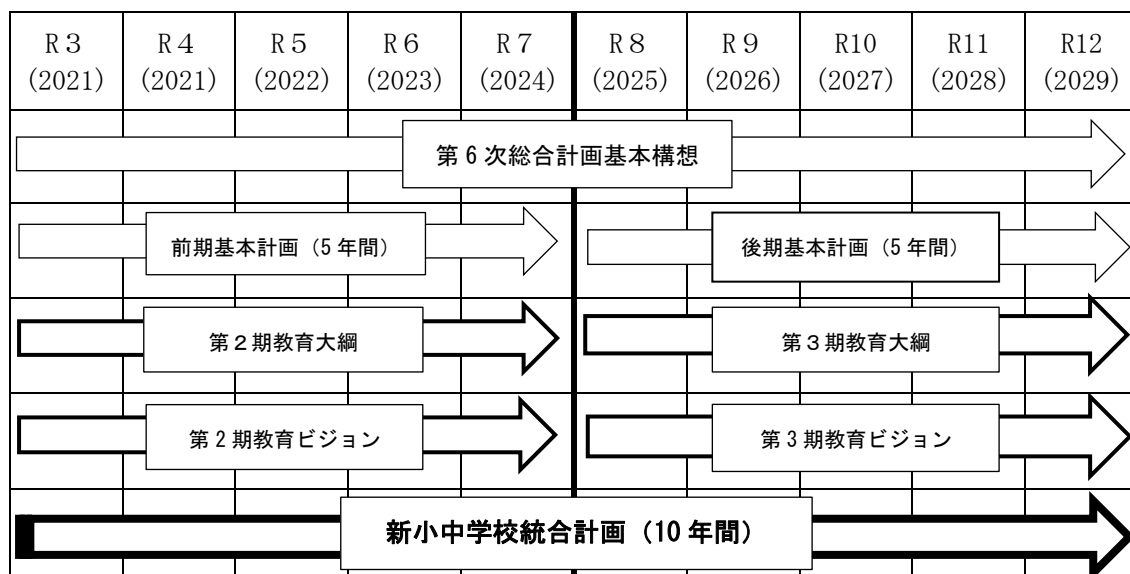
このような、今まで経験したことのない教育環境の変化を踏まえ、これからの将来を担う子どもたちが、より良い環境の中でたくましく育ち、人間形成に必要な教育を等しく受けることができるようにするために、教育委員会では「鳥羽市学校通学区審議会」を設置して、小中学校の適正規模及び適正配置について諮問し、答申をいただきました。

学校通学区審議会では、次世代を担う子どもたちが、新しい時代を「生き抜いていく力」を育んでいくためには、小学校は従来のコミュニティを尊重して維持することや、中学校はクラス替えができる 9 学級から 12 学級を維持できる規模が必要なこと、また、学校統合再編を進めるにあたっては、保護者や地域の方々の十分な理解が必要であることなどの提言がなされました。

長い間、地域の学校として親しまれてきた学校の再編は、本市の将来を担う子どもたちにとって、持続可能で多様性に対応できる教育環境を作ることを目的とするものです。学校通学区審議会でも積み重ねられてきた議論の結果である「鳥羽市小中学校の適正規模・適正配置等について」の答申内容を尊重し、持続可能な教育環境づくりに向けて、本計画に取り組んでまいります。

〇市総合計画等との関係及び計画期間

(単位: 年度)



2. 小中学校の状況

(1) 児童生徒数の推移

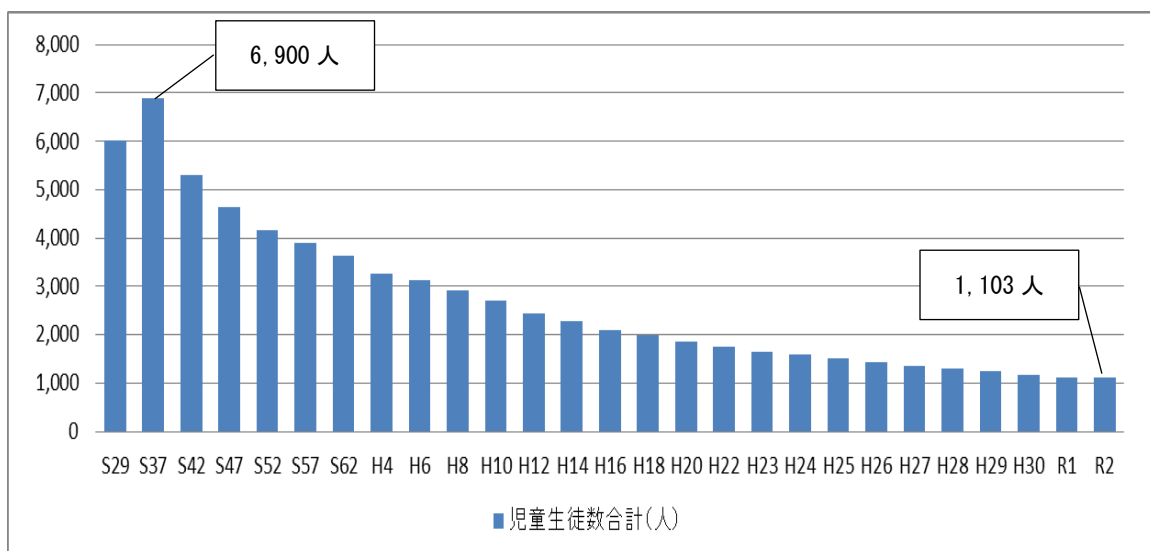
本市の小中学校の児童生徒数は、全国的な少子化の傾向と同様に、昭和 37(1962)年の 6,900 人をピークに年々減少しており、令和 2 (2020) 年には 1,103 人、また、今後の推計では令和 8 (2026) 年には 898 人と予測されるところであり、児童生徒数の減少は今後も続くものと見込まれます。

表 1 児童生徒数の推移①

区 分	昭和 37 年 (1962) ⇒令和 2 年 (2020)	58 年間の減少率	令和 8 年度 (2026) 推計
小学校	4,232 人 ⇒ 689 人	83.7%	563 人
中学校	2,668 人 ⇒ 414 人	84.4%	335 人
計	6,900 人 ⇒ 1,103 人	84.0%	898 人

「児童生徒数・学級数推移データ（学校教育課）」より

表 2 【鳥羽市全体】児童生徒数の推移



(2) 現在の児童生徒数

令和2年5月1日現在の小学校児童数は、特別支援学級の人数を含めて689人、学級数についても特別支援学級を含めて52学級となっています。

中学校の生徒数は、特別支援学級の人数を含めて414人、学級数についても特別支援学級を含めて26学級となっています。

表3 【小学校】児童数・学級数

学年 学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	学級数
鳥羽小	25	28	27	33	26	28	167	10
答志小	7	4	10	10	10	7	48	6
神島小	0	1	3	1	4	2	11	4
菅島小	3	0	5	0	4	2	14	4
加茂小	27	16	21	19	21	21	125	8
安楽島小	48	42	35	40	49	28	242	10
鏡浦小	3	0	1	4	1	5	14	3
弘道小	7	12	10	9	12	18	68	7
合 計	120	103	112	116	127	111	689	52

表4 【中学校】生徒数・学級数

学年 学校名	1年	2年	3年	計	学級数
鳥羽東中	85	86	85	256	11
答志中	7	17	15	39	4
神島中	2	5	4	11	3
加茂中	18	20	31	69	4
長岡中	10	15	14	39	4
合 計	122	143	149	414	26

3. 児童生徒数の将来推計

(1) 小学校児童数等

小学校児童数の減少傾向は変わらず、現在 4 校に複式学級が設置されています。

表 5

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数	児童数
	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
鳥羽小	167	165	170	159	159	158	152	145	133	130
	10	10	10	9	8	8	6	6	6	6
答志小	48	50	45	41	38	41	38	33	32	30
	6	6	5	5	4	4	4	3	3	3
神島小	11	13	11	11	9	8	9	6	5	5
	4	4	4	4	3	2	3	3	3	3
菅島小	14	16	16	20	17	21	19	16	13	10
	4	3	2	3	3	3	3	3	3	3
加茂小	125	114	119	112	108	108	99	107	99	105
	8	8	8	8	8	6	6	6	6	6
安楽島小	242	251	238	235	235	226	207	199	192	184
	10	12	11	10	9	8	6	6	6	6
鏡浦小	14									
	3									
弘道小	68	54	49	45	43	40	39	41	40	41
	7	7	6	6	5	5	4	4	4	4
合 計	689	663	648	623	609	602	563	547	514	505
	52	50	46	45	40	36	32	31	31	31

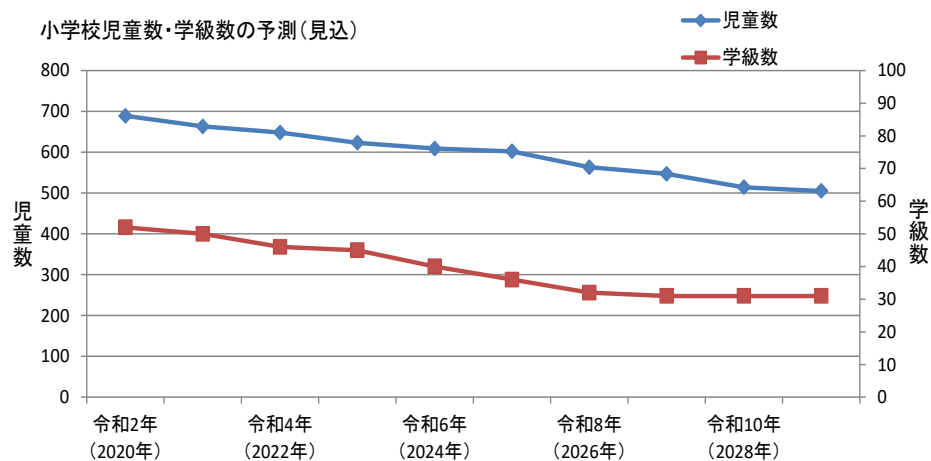
※児童数は、特別支援学級の人数を含み、学級数も特別支援学級数を含む。(令和7年まで)

※令和3年度からの児童数は、令和2年5月1日現在の住民登録及び保育所等児童数等から推計。

※ は複式学級になる可能性のある年度。

※ は2複式学級にする可能性のある年度。

表 6



(2) 中学校生徒数等

中学校生徒数の減少傾向は変わらないと予測されます。

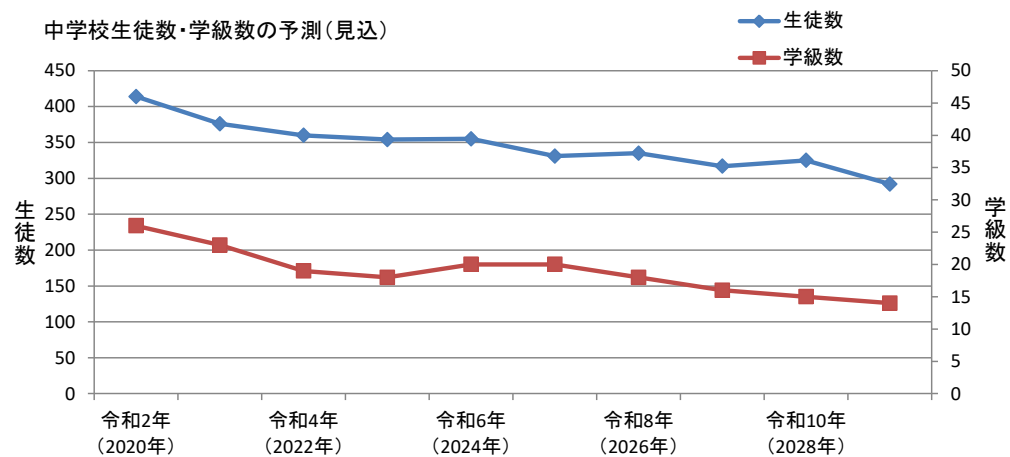
表 7

学校名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数
	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
鳥羽東中	256	234	268	259	256	246	246	239	235	217
	11	10	9	9	9	9	8	8	7	6
答志中	39	31	24	27	30	24	21	20	21	20
	4	3	3	3	4	4	4	3	3	3
神島中	11	9	8	7	8	5	4	5	6	7
	3	3	3	2	3	3	2	1	1	2
加茂中	69	59	60	61	61	56	64	53	63	48
	4	3	4	4	4	4	4	4	4	3
長岡中	39	43								
	4	4								
合 計	414	376	360	354	355	331	335	317	325	292
	26	23	19	18	20	20	18	16	15	14

※生徒数は、特別支援学級の人数を含み、学級数も特別支援学級数を含む。(令和7年まで)

※令和3年度からの生徒数は、令和2年5月1日現在の住民登録及び保育所等児童数から推計。

表 8



4. 法令等による学校の適正規模

○学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部科学省令第 11 号）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により、特別な事情がある時は、この限りでない。

※同条の規定は、第 79 条で中学校に準用。

○義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

（昭和 33 年 6 月 27 日政令第 189 号）

第 4 条 法第 3 条第 1 項の第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- （2）通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。また、時間はおおむね 1 時間以内とする。

○学級数による学校規模の分類

（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き等から引用）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校 1～5 中学校 1～2	小学校 6～11 中学校 3～11	12～18	19～30	31 学級以上

学級編制の標準

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第 3 条第 2 項表中から引用

（昭和 33 年 5 月 1 日法律第 116 号）

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	① 同学年の児童で編制する学級	① 40 人（1 年生 35 人）
	② 2 の学年の児童で編制する学級 （複式学級：2 年生～5 年生）	② 16 人以下 （第 1 学年の児童を含む学級の場合は、8 人以下）
	③ 6 年生を含む 2 学年で編制学級 （複式学級）	③ 14 人以下（三重県独自基準）
中学校	① 同学年の生徒で編制する学級	① 40 人
	② 2 の学年の生徒で編制する学級 （複式学級）	② 8 人以下

(1) 本市の現状

これら国の示す基準等に照らし、本市の学校規模を示すと表9のとおりになります。
国の基準等とは大きく乖離しており、本市においては現状の学校規模や地理的な条件から、国の定める適正な学校規模とすることが困難な状況です。

表9 「市内小中学校の規模（令和2年5月1日時点）」

区分	規模	学級数		学校名
小学校	過小規模	複式	3 学級	神島小学校、菅島小学校
			4 学級	
			5 学級	答志小学校、
	小規模	6 学級		鳥羽小学校、加茂小学校、弘道小学校
		9 学級		安楽島小学校
中学校	過小規模	複式	2 学級	神島中学校
	小規模	3 学級		答志中学校、加茂中学校、長岡中学校
		9 学級		鳥羽東中学校

(2) 小規模校の特性と統合によるメリット・デメリット

小規模校の特性（よさ）と統合によるメリット・デメリットの主なものは次のとおりです。

小規模校（小規模化）

	メリット	デメリット
学習面	・ 児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・ 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・ 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・ 1 学年 1 学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・ 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・ 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・ 児童・生徒数、職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。

		・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面 及び 財政面	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置が行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
その他	・保護者や地域社会との連携が図りやすい。	・PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

大規模校（大規模化）

学習面	・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
-----	--	---

生活面	・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。 ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面 及び 財政面	・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的にくいやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。 ・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	・教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分担しやすい。	・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

(3) これまでの学校統合

市制施行後の本市における学校統合の経緯は、表 4 に示すとおりです。

表 4 「鳥羽市における学校統廃合の経緯」

学校名	統 合 年月日	統合前年の 児童生徒数	統合の形態	統廃合後の学校数	
				小学校	中学校
浦小学校	S32.9.10	※449人	鏡浦小学校へ統合	12校	8校
本浦小学校					
石鏡小学校					
桃取中学校	S54.4.1	104人	鳥羽東中学校へ統合	12校	6校
菅島中学校		76人			
鳥羽中学校		563人			
小浜小学校	H19.4.1	4人	鳥羽小学校へ統合	11校	6校
坂手小学校	H21.4.1	13人	鳥羽小学校へ統合	10校	6校
国崎小学校	H23.4.1	16人	弘道小学校へ統合	9校	6校
鏡浦中学校	H26.4.1	10人	鳥羽東中学校へ統合	9校	5校
桃取小学校	H29.4.1	13人	鳥羽小学校へ統合	8校	5校
鏡浦小学校	R3.4.1	13人	安楽島小学校へ統合	7校	5校

※統合時点での児童数

5. 本市における適正規模・適正配置について

(1) 小学校の適正規模

小学校においては、今までの複式授業で蓄積されたノウハウを活用した複式学級の編制を継続し、現状の学校数を維持します。その前提として、学校運営に地域が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を有する学校）を推進します。

ただし、児童数の減による職員配置等において、学校運営に支障が生じる場合は、保護者等と学校統合について協議します。

(2) 小学校の適正配置

小学校においては、現状の学校数を維持し、地域の担い手として歴史・文化・産業を継承していく役割を果たしていくことが必要です。本市における鏡浦小学校の統合後の小学校数は7校とします。

(3) 中学校の適正規模

中学校においては、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が常勤配置できる 9 学級から 12 学級を基本とします。ただし、神島中学校については、地理的状況等の理由から、現状のまま小学校との併設校として維持します。

(4) 中学校の適正配置

中学校においては、鳥羽東中学校と神島中学校の 2 校とします。

■小中学校の適正な学校数

- 小学校は、令和 3 年 4 月に安楽島小学校へ統合する鏡浦小学校を除く、7 校とする。
ただし、欠学年があり、学校運営に支障が生じる場合は、統合協議の対象とする。
- 中学校は、鳥羽東中学校と神島中学校の 2 校とする。
答志中学校、加茂中学校、長岡中学校の 3 校を鳥羽東中学校へ統合する。また、神島中学校は神島小学校との併設校とし、当分の間、統合対象としない。

■小中学校の適正学級数

- 小学校は、3 学級以上を基準とする。
- 中学校は、9 学級から 12 学級を基準とする。

6. 学校統合再編の時期

- (1) 長岡中学校は、令和 4 年 4 月に鳥羽東中学校へ統合します。
- (2) 加茂中学校は、通学路の安全確保を前提に令和 6 年 4 月に鳥羽東中学校へ統合します。
- (3) 答志中学校は、保護者や地域の皆様の理解を前提に、鳥羽東中学校へ統合します。

7. 統合再編計画

本市においては離島を有することや海岸部に沿って集落が点在する等の地理的条件を有するとともに、それぞれの地域の風土や文化などに培われながら子どもたちが育成されてきた歴史があり、それら地域では強固なコミュニティが形成され、その中心に学校が存在してきました。

これまで、このような本市の特性に応じて、それぞれの地域の良さを守るため最大

限、地域に学校を残すよう配慮しながら、各学校それぞれの児童生徒数の減少の度合いを勘案し統廃合を進めてきました。また、平成 27 年 11 月策定の「鳥羽市小中学校統合計画」では、小学校の全校児童数 20 人、中学校の全校生徒数 30 人の本市独自の判断基準をもって統廃合を進めてきました。

しかしながら、加速する少子・高齢化、社会意識の変化や子どもたちをめぐる状況の変化に対応していくため、鳥羽市学校通学区審議会からの答申や地域懇談会での意見を尊重し、適正規模・適正配置の考え方を見直します。

(1) 小学校の統合再編

小学校は、学校運営に地域が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を有する学校）の設置を前提に、現状の 7 校を維持します。ただし、欠学年があり、学校運営に支障が生じる場合は、統合協議の対象とします。

表 令和 3 年 4 月の小学校及び児童数

	学校名	児童生徒数	学級数
1	鳥羽小学校	1 6 5	1 0
2	答志小学校	5 0	6
3	神島小学校	1 3	4
4	菅島小学校	1 6	3
5	加茂小学校	1 1 4	8
6	安楽島小学校	2 5 1	1 2
7	弘道小学校	5 4	7
	合 計	6 6 3	5 0

※令和 3 年 4 月見込み

(2) 中学校の統合再編

中学校は、答志中学校・加茂中学校・長岡中学校の3校を鳥羽東中学校へ統合し、神島中学校は、神島小学校との併設校とし、当分の間、統合対象としない。

また、答志中学校は、保護者や地域の皆様の理解を前提に鳥羽東中学校へ統合します。

表 鳥羽東中学校・長岡中学校・加茂中学校・答志中学校の再編年度等

対象校	令和4年度 (長岡中学校を統合)		令和6年度 (加茂中学校を統合)		令和6年度 (答志中学校も同時統合)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
鳥羽東中学校	268	9	317	11	347	12
長岡中学校						
加茂中学校	60	4				
答志中学校	24	3	30	4		
神島中学校	8	3	8	3	8	3
合計	360	19	355	18	355	15

※生徒数及び学級数は、各年度4月見込とし、特別支援学級の人数及び学級数を含む

8. 統合再編において検討すべき事項

(1) 通学路の安全確保

学校統合再編は、通学路及び通学方法の変更が考えられるため、自宅付近から学校間を安全に登下校できる環境整備に最大限取り組むことを前提に進めます。

(2) 通学距離・通学時間に配慮した通学手段の確保

学校統合再編によって、通学距離が長くなる地区の生徒については、スクールバス等の適切な通学手段を確保します。

また、通学路の安全対策について、関係機関との連携により、十分な配慮と対策を講じます。

(3) 学校再編に向けての施設整備等

学校統合再編により拠点校となる鳥羽東中学校には、これからの時代に必要な ICT 機器を使った学習環境や 9 教科の常勤教員の配置など、生徒の学びの環境を充実します。また、校舎等についても長寿命化に向けた施設整備を行います。

(4) 新しい校名及び制服

学校統合再編により 3 中学校（鳥羽東中学校・長岡中学校・加茂中学校）が一つになる時期には、校名・校歌を新しくします。また、生徒の制服についても多様性に対応した、経済的にも負担の少ない制服などの導入を検討します。

(5) 通学区の再編時期にあたる児童生徒等への配慮

統合再編時期にあたる児童生徒に対して、事前に学校間交流などを実施することにより、児童生徒たちの不安を可能な限り解消します。また、校区が広くなることで、児童生徒へのケアや家庭との連携など、より一層の配慮が必要となることが予想されるため、スクールカウンセラーの配置や相談窓口の強化、緊急対応のできる職員配置等の体制整備を行います。

(6) 地域の理解、地域との連携

学校は地域コミュニティの核としての役割を担っており、その再編の在り方は、地域の住民にとって極めて重要な課題です。統合再編を進めるうえでは、地域住民に対して、再編の目的・意義について丁寧な説明を行い、十分な理解を得て進めることとします。

また、再編後においては、地域の文化・伝統・人材を活かした学習活動を進めるとともに、地域行事への児童生徒の参加等により、学校と地域との相互連携・協力が深まり、地域に支えられ、地域と共にある学校づくりに努めます。